

# 山梨県公報

第二千八百四十一号

平成三十年

十一月二十二日

木曜日

## 目次

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	五六五
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	五六五
○平成三十年度毒物劇物取扱者試験の実施	五六五
○指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(六件)	五六六
○国土調査の成果の認証	五六九

## 告示

### 山梨県告示第三百四十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 中央市山之神字流通団地二千九百四十九番一の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

## 公告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年十一月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 NPO法人にこ研 親子のえがお研究クラブ
  - 2 代表者の氏名 谷内佑希
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市与繩七十五
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の親子に対して、親子の「今(現状)」を研究し、本当に求められている子育て支援事業を行うことにより、親子が共に生き活きと親子関係を構築できる社会を形成し、少子化社会の改善・児童虐待の防止に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年十一月十五日から同年十二月十五日まで

### ● 平成三十年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の規定により、平成三十年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成三十年十一月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験日時 平成三十一年二月二日(土) 午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験の種類
  - 1 一般毒物劇物取扱者試験
  - 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
  - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目
  - 1 筆記試験
    - (一) 毒物及び劇物に関する法規
    - (二) 基礎化学
    - (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
  - 2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 六 受験願書の提出先 各保健福祉事務所(保健所) (支所を含む。以下同じ。)に提

出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。  
 七 受験願書の受付期間等 平成三十年十二月十日（月）から同月二十一日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月十日（月）から同月十四日（金）までの消印のあるものを有効とする。

八 提出書類

- 1 受験願書
- 2 住民票（本籍の記載があり、かつ、個人番号（マイナンバー）の記載がないもので、発行日から六月以内のものに限る。）
- 3 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。）
- 九 受験手数料 一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
- 十 合格者の発表 平成三十一年三月七日（木）午前十時に山梨県庁東側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。
- 十一 問合せ先 詳細に関しては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五―二二三―一四九一）に問い合わせること。

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成三十年十一月二十二日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市一宮町石字城平一三三九	風間明子

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年九月二十六日農林水産省告示第二千二百二十二号  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成三十年十一月二十二日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市西原字糠小屋七二〇八の二（次の図に示す部分に限る。）	宇津木尙次、降矢武彦、降矢秀忠、降矢弘伸
上野原市秋山字小裾辺七八三五	武田武雄、原田富士太郎
上野原市秋山字小裾辺七八三三の一	原田照夫
上野原市西原字八ツ田向六八二六・六八二七（次の図に示す部分に限る。）	原島義直

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年九月二十六日農林水産省告示第二千二百一十一号  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成三十年十一月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町初鹿野字習澤日影四〇九五の二	手塚武寿
甲州市大和町田野字門井沢七八五の一(次の図に示す部分に限る。)	平山光雄

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年九月二十六日農林水産省告示第二千二百一十号  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成三十年十一月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
市川三郷町山保字下左ス五七八〇の一、五七八〇の二	渡邊清正
市川三郷町山保字中河原六九九の一	小林啓造

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年九月二十六日農林水産省告示第二千二百一十四号  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年十一月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字樋口四七〇一	加賀美長作
南巨摩郡身延町手打沢字打越一四八八	河窪忠治
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥三〇一六、三〇一八、三〇一九	佐野芳男
南巨摩郡身延町下田原字林久保二一九六の二、二二〇八	若林雅子
南巨摩郡身延町寺沢字下沢奥三〇五八	松田功
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥三〇二五	深沢仁麗
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥三〇二九	深沢台徳
南巨摩郡身延町手打沢字打越一四八五	深沢文吉
南巨摩郡身延町手打沢字ゴクナシ一九九三の二	地場ひさ
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九九五の内一	渡辺與四三

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年十月九日農林水産省告示第二千二百十三号

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年十一月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字峠ノ沢二二七五の二	小島登美、湯川義信、佐藤哉、湯川修、佐藤一教、佐藤浩一郎、湯川静男、佐藤平治、出羽美茂、出羽栄明、佐藤秀男、佐藤博盛

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年十月九日農林水産省告示第二千二百八号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十年十一月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 調査を行った者の名称 市川三郷町

二 調査を行った時期 平成二十八年五月九日から平成三十年三月三十一日まで

三 成果の名称 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 市川三郷町大字大塚の一部

五 認証年月日 平成三十年十一月十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番